

7. 史跡を活用した国営公園の整備方針のとりまとめ

(1) 基本テーマと方針

1) 基本テーマ

国営公園においては、以下のように各公園毎に基本テーマを掲げており、沖縄記念公園のように、2地区に分かれている場合でも基本テーマは公園全体で1つとなっている。

本国営公園は、飛鳥歴史公園における1地区であることから、公園全体のテーマは飛鳥歴史公園を踏襲して「日本人のこころのふるさと」とし、平城宮跡地区を「古代国家の^{いしづえ}礎^しを識る」とする。

公園全体のテーマ：「日本人のこころのふるさと」
 平城地区のテーマ：「古代国家の^{いしづえ}礎^しを識る」

表Ⅶ-1 参考—各国営公園の基本テーマ

国営公園名	基本テーマ
滝野すずらん丘陵公園	自然とのふれあい
みちのく杜の湖畔公園	豊かな自然とのふれあいを通じた人間性の回復向上
常陸海浜公園	海と空と緑が友達 爽やか健康体験
武蔵丘陵森林公園	緑を通じて人間性を回復するための場の提供
昭和記念公園	緑の回復と人間性の向上
アルプスあづみの公園	自然と文化に抱かれた豊かな自由時間活動の実現
越後丘陵公園	天に学び、地に遊び、人と集う、越の里
木曾三川公園	(整備目的) 東海地方の人々のレクリエーション需要の増大と多様化に対処
飛鳥歴史公園	日本人の心のふるさと
明石海峡公園	自然と人との共生、人と人との交流
備北丘陵公園	ふるさと・遊び
讃岐まんのう公園	人間との語らい、自然・宇宙とのふれあい
海の中道公園	(整備目的) 広域生活圏居住者のスポーツレクリエーション需要への対応
吉野ヶ里歴史公園	弥生人の声が聞こえる
淀川河川公園	自然と人間との出会い
沖縄記念公園	太陽と花と海

2) 理念

平城宮は平城京の中央北端に位置する宮城で、東西 1.3km、南北 1.0km、面積約 120ha の広がりを持ち、国の政治や儀式を執り行う大極殿・朝堂院、天皇の居所である内裏、行政機関である各役所などがあつたとされている。

この平城宮跡は、我が国にとって歴史上・芸術上価値の高い遺跡のうち特に重要である「特別史跡」に指定されており、藤原宮跡と並んで、文部科学省が直営で管理する遺跡である。また、「古都奈良の文化財」の一要素としてユネスコ世界遺産の「文化遺産」にも登録されており、日本を含めた東アジア地域における古代都城制を伝える非常に貴重な考古学的遺跡である。

平城宮跡では、これまでも調査研究成果としての遺跡の整備や出土品・模型による展示等により歴史的・文化的価値を利用者に紹介してきたところである。

国営公園化にあたっては、より幅広い、多くの人々が気軽に歴史に親しめるよう、来訪の機会、きっかけとなる情報を提供し、来園者に対しては、本格的な律令国家体制が形成された時代の都城の歴史と文化にふれあい、学び、体験できる場となるよう整備することで、平城宮跡を我が国の貴重な歴史・文化資産として誇りを持ち、将来に継承していくことのできる公園とする。さらに、こうした歴史文化資源を活用することで、異世代、また世界の人々との多様な交流、ふれあいを通じ、新しい公園文化を育み、発信していく公園とする。

3) 基本方針

基本方針としては、以下の5点である。

- ◇宮跡内の歴史・文化資産の保存を基調としつつ、周辺環境も含めた保全の図れる計画、整備、管理を行う
- ◇歴史を楽しく学ぶことができる歴史・文化資産の活用を工夫するとともに、利用者がより快適に過ごすことができるオープンスペースやサービス機能を整備、充実する
- ◇より国民が楽しめる歴史公園を目指した調査・研究を行うとともに、文化庁の継続的な歴史・文化資産の調査・研究に歩調を合わせた整備、管理、運営を行う
- ◇青垣山の山々も視野にいれながら日本を代表する貴重な歴史的・文化的資産にふさわしい景観の保全、形成、整備を進めるとともに、残された貴重な緑地環境を保全する
- ◇周辺地域の産業・観光振興に寄与するとともに、近畿そして我が国を代表する国際交流の拠点の場とする

○宮跡内の歴史・文化資産の保存を基調としつつ、周辺環境も含めた保全の図れる計画、整備、管理を行う

平城宮跡は日本の文化財保護の歴史を象徴する代表的な遺跡であり、また、世界遺産でもあることから、これまでの保存への取り組みや経緯、意義等に十分配慮した保存管理を行うこととする。

宮跡内についてはこれまでも適切な遺跡や遺構の保存管理が進められてきたが、国営公園化に伴い、法律に基づき、周辺を含めた歴史的景観の恒久的でより質の高い保存、管理を進める。

その際は、この歴史的資産にふさわしいトータルな歴史的環境を保全、形成し、資産価値をさらに高めていくような公園としていく。

○歴史を楽しく学ぶことができる歴史・文化資産の活用を工夫するとともに、利用者がより快適に過ごすことができるオープンスペースやサービス機能を整備、充実する

昭和 53 年に文化庁において作成された「遺跡博物館構想」では、平城宮跡を「国民各層が古代都城文化を常に新鮮な体験として理解できる場とする」としており、これまで、その概念に基づいた遺跡・遺構の整備・展示等が進められてきた。

公園整備にあたっては、これらの歴史・文化資産をより能動的に紹介し、より国民が歴史に親しみ、楽しみながら体験・学習することのできる機能を付加していく。また、芝生広場の整備を行い、散策や休養、健康運動等を通じた心身のリフレッシュができる場やイベントを行う場とするとともに、利用者のだれもが快適に過ごすことができるよう便益施設やサービス提供を行うサービス機能を整備、充実させ、歴史・文化資産活用機能を十分に発揮・提供できるようにする。

○より国民が楽しめる歴史公園を目指した調査・研究を行うとともに、文化庁の継続的な歴史・文化資産の調査・研究に歩調を合わせた整備、管理、運営を行う

平城宮跡には歴史的・学術的に貴重な資産が多く残され、発掘調査や関連研究が進められており、遺構・遺物保存、遺跡等の整備に関する各種技術開発と技術蓄積の場となることが期待されている。

公園としての整備に伴い、国民がより楽しめる歴史資源を活用した公園を目指して、利用者の実態や意向の把握に取り組み、発掘の進め方や展示方法などについて調査研究を進め、他の公園、施設整備にも役立てていく。

また、継続的に行われている歴史・文化資産の発掘調査・研究と歩調をあわせ、長い時間をかけて発展成長していく公園として、整備、管理、運営を行う。

これまでも研究成果に基づく遺跡・遺構の整備・修復、建物等の復原、遺跡および出土品の公開展示等が行われているが、国営公園としてより広い層を対象とし、誰もがわかりやすく歴史に興味をもてるよう、研究成果の紹介に協力する。

○青垣山の山々も視野にいれながら日本を代表する貴重な歴史的・文化的資産にふさわしい
景観の保全、形成、整備を進めるとともに、残された貴重な緑地環境を保全する

平城宮跡は特別史跡指定のもと、国の管理が進められてきたことから、周辺の都市化にかかわらず緑の景観が残され、都市部にあっては貴重な自然環境が守られている。また、周辺には大和平野とその背景として「青垣山」と呼ばれる緩やかな山地、丘陵に取り囲まれ、その眺めは悠久の歴史を思い起こさせる重要な要素にもなっている。

公園整備にあたっては、日本を代表する貴重な歴史的・文化的資産にふさわしく、また文化財保護のための緩衝帯となる緑地として景観の保全、形成、整備を進めるとともに、朱雀門等のポイントから歴史的眺望を楽しめるように配慮する。また、湿地帯や樹林地など宮跡内に残されている自然環境について、まちなかで身近に自然にふれあえる場所として保全していく。

さらに、宮跡からの眺望を考えるうえでは、青垣山の山々を借景として取り込んでいくことが不可欠であり、奈良県、奈良市等の関係機関との連携により、景観・環境の保全・形成を進めていく。

○周辺地域の産業・観光振興に寄与するとともに、近畿そして我が国を代表する国際交流の
拠点の場とする

国営公園化に伴い、幅広い人々に開かれた公園として利用者の増大と観光交流の拡大が見込まれ、地域の観光産業の発展や雇用創出など、地域の活性化に寄与する。とくに宮跡周辺では、来園者が宮跡に至るまでの空間を現代から平城時代へとイメージを深めていく雰囲気づくりなど、公園と地元が一体となったまちづくりに寄与し、地元住民が誇りと愛着が持てる公園とする。

また、宮跡周辺には社寺や古墳等の観光資源が多くあるが、相互情報提供やネットワーク化を図ることで、これらの連携による平城山・佐保・佐紀路地区の観光活性化をはじめ、近畿地方全体の観光振興につなげていく。

さらに、平城宮跡は東アジア地域における古代都城制を伝える考古学的遺跡として世界的にも貴重であることから、この歴史的・文化的資産を通じて日本はもとより、世界の国々とも理解を深め、国際交流の拠点となる公園とする。

(2) ゾーニング

1) ゾーニングの考え方

ゾーニングの考え方は以下のようにまとめられる。

- ・「平城宮跡整備ゾーニング（案）」（検討委員会資料28、以下「委員会案」）に基づく建物復原・遺構表示等の整備エリアを基本に、その利用・活用に資するゾーニングを行う。
- ・地下遺構保護のため、拠点施設等の新規整備は特別史跡区域外に限定する。また、既存施設等の有効活用を図る。
- ・池沼・草園・広場等ゾーン等の「将来発掘エリア」においては、発掘調査計画との調整を図りつつ、施設整備等の検討を行う。
- ・動植物の生息の場となっている空間や従来から利用されている空間の継承に配慮する。
- ・各ゾーンの範囲、利用・活用イメージ等については、今後の発掘成果等を踏まえ、柔軟に見直しを行うものとする。

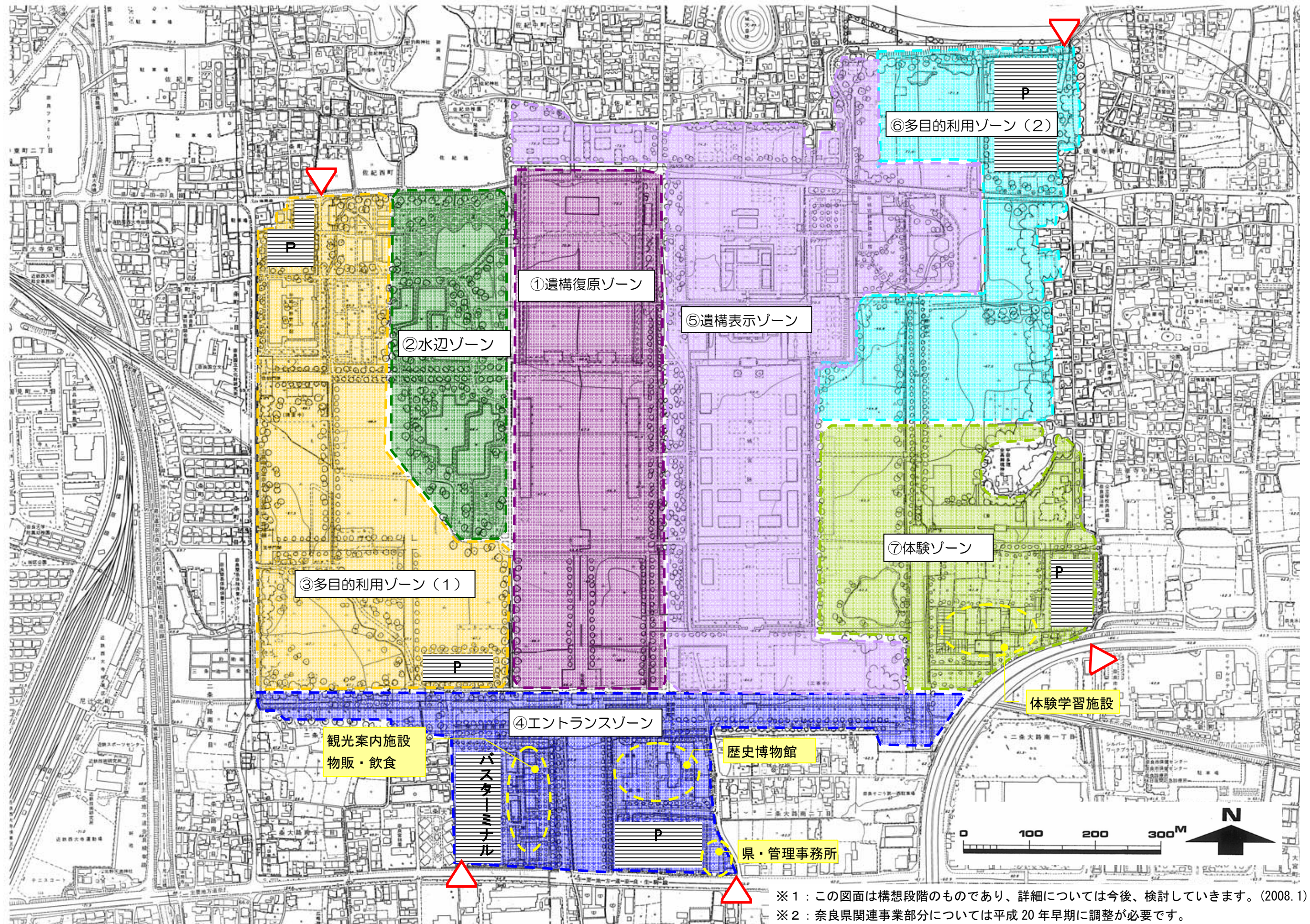
2) ゾーニング（案）

ゾーニング名称、活用イメージは以下のようにまとめられる。

ゾーン名称	利用・活用イメージ	主要施設	平城宮跡及び藤原宮跡等の保存整備に関する検討委員会案との対応
①遺構復原ゾーン	・復原建物等の見学 ・学習	・ <u>第一次大極殿院</u> ・ <u>第一次朝堂院</u> ・ <u>朱雀門</u>	・建物復原ゾーン
②水辺ゾーン	・自然観察 ・散策	・池・湿地、草地広場(既存)	・池沼・草原・広場等ゾーン
③多目的利用ゾーン(1)	・軽スポーツ ・散策	・サブエントランス(駐車場・案内施設) ・グランド、草地広場(既存)	・池沼・草原・広場等ゾーン ・研究・管理・展示施設ゾーン
④エントランスゾーン	・利用拠点 ・観光情報提供 ・買い物、飲食	・ <u>観光案内、物販・飲食施設</u> ・ <u>バスターミナル、駐車場</u> ・ <u>管理施設</u> ・公園センター、管理事務所 ・歴史博物館(奈文研)	・南面整備ゾーン
⑤遺構表示ゾーン	・遺構表示等の見学 ・学習 ・散策	・北方官衙、内裏、宮内省 ・ <u>遺構展示館</u> ・ <u>第二次大極殿院</u> ・ <u>第二次朝堂院、朝集殿院</u> ・ <u>兵部省、式部省</u>	・遺構表示ゾーン ・池沼・草原・広場等ゾーン
⑥多目的利用ゾーン(2)	・散策 ・歴史体験	・サブエントランス(駐車場・案内施設) ・体験フィールド(摘み草園、農園等)	・池沼・草原・広場等ゾーン
⑦体験ゾーン	・発掘等の体験・見学	・ <u>東院庭園</u> ・ <u>歴史文化体験施設</u> ・ <u>サブエントランス</u> (駐車場・案内施設)	・建物復原ゾーン ・遺構表示ゾーン ・南面整備ゾーン

※ _____ : 遺構等施設 ※ _____ : 奈良県施設

3) ゾーニング図 (最終形)



※ 1 : この図面は構想段階のものであり、詳細については今後、検討していきます。(2008.1)
 ※ 2 : 奈良県関連事業部分については平成 20 年早期に調整が必要です。

(3) 動線

1) 動線計画の考え方

- ・歩行者・自転車動線、管理動線の他、公園内の移動を容易にする園内交通動線を設定する。
- ・可能な範囲で宮内道路や条坊道路等を踏襲した配置・幅員等とする。
- ・地下遺構の保護のため、園路の配置や遺構面からの高さ、舗装の構造等に留意する。
- ・舗装・幅員等について、必要な機能を満たすとともに、歴史的環境・景観に配慮した適切な構造を選定する。
- ・北側県道、みやと通、近鉄線等の廃止・移転等に対応した段階的な整備手順を検討する。
- ・近鉄線踏切やみやと通の横断個所について、当面の安全対策を検討する。

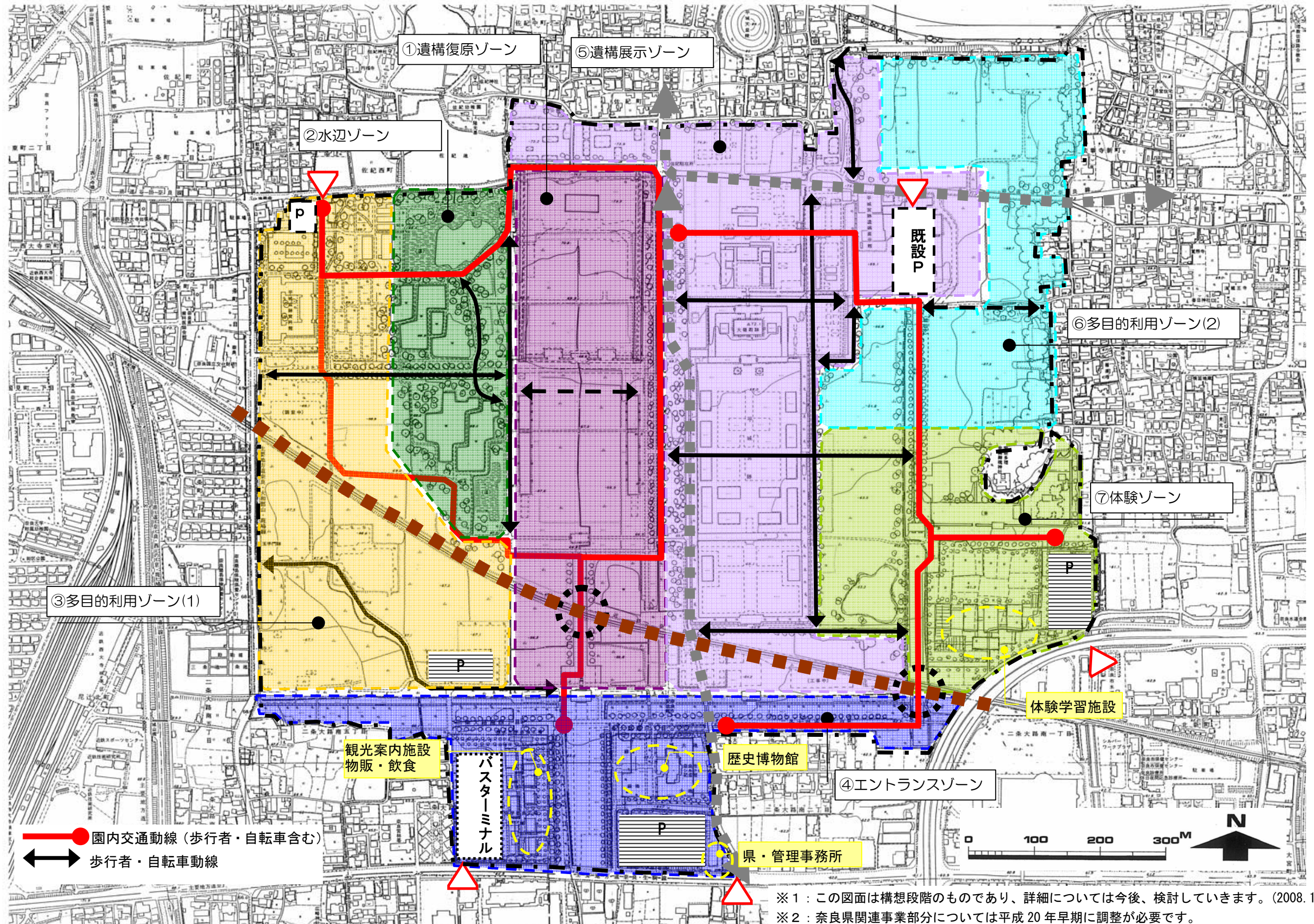
2) 動線計画（案）

	機能	配置方針
歩行者動線	<ul style="list-style-type: none"> ・通過交通(主に大和西大寺駅方面への通勤・通学利用)への対応 ・通学路利用への対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・宮内道路・条坊道路の踏襲 ・バリアフリー新法に準拠した園路勾配等の設定
自転車動線	<ul style="list-style-type: none"> ・レンタサイクル等による公園利用メニューの拡充、地域との連携強化 ・通過交通(主に大和西大寺駅方面への通勤・通学利用)への対応 ・広域自転車道の機能回復 	<ul style="list-style-type: none"> ・宮内道路・条坊道路の踏襲 ・バリアフリー新法に準拠した園路勾配等の設定
園内交通動線	<ul style="list-style-type: none"> ・園内移動の利便性の向上(ユニバーサルな移動手段の確保) 	<ul style="list-style-type: none"> ・宮内道路・条坊道路の踏襲 ・計画駐車場と主要な施設を結ぶループ状の動線整備
管理動線	<ul style="list-style-type: none"> ・施設等の管理車両、緊急車両等の通行への対応 	

3) 検討課題等

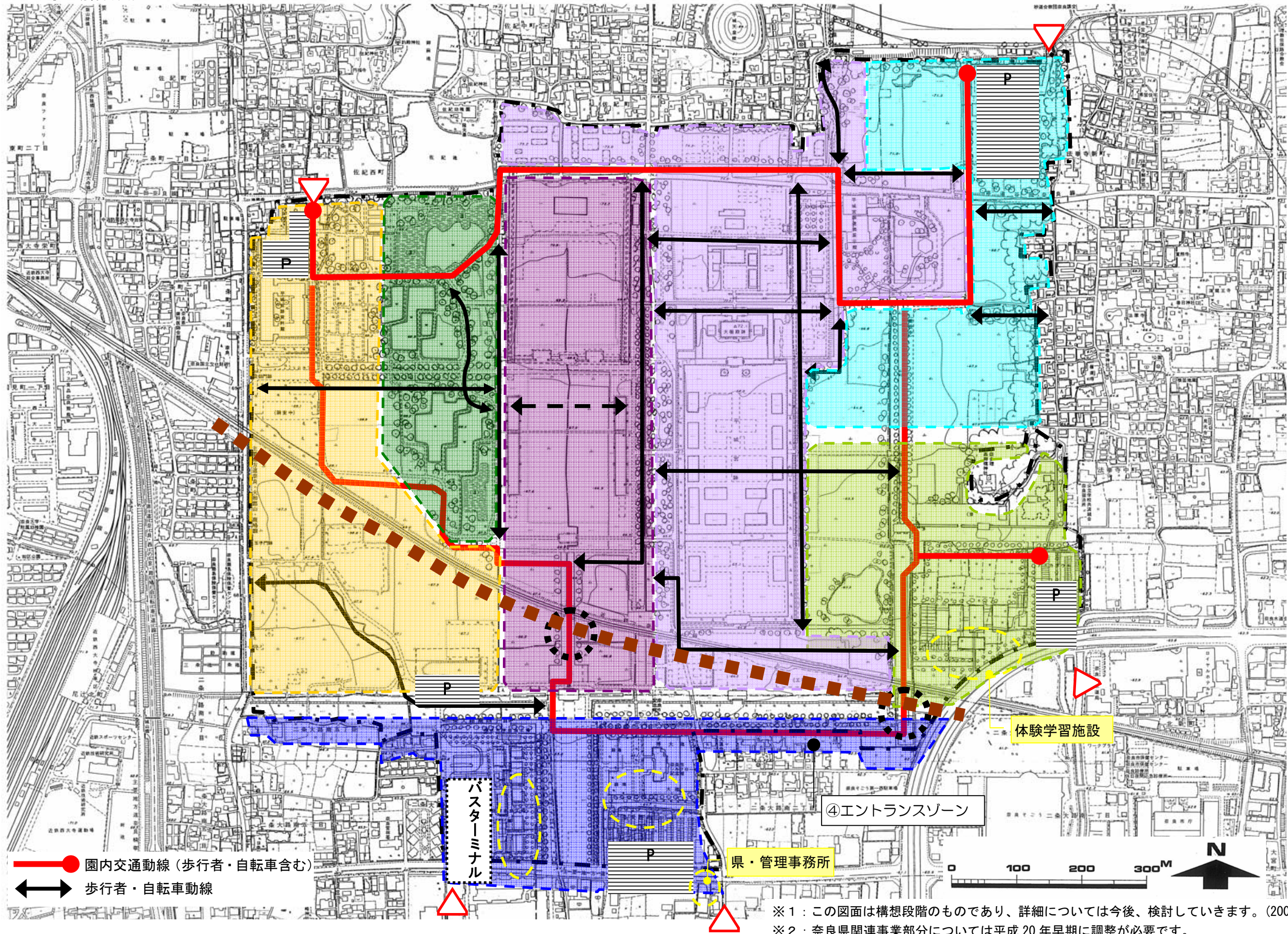
- ・宮内道路配置についての考え方整理等
 - 道路位置・幅員等のデータ必要、年代設定の確認(年代により道路位置が変化?)
 - “文化財”としての道路の扱い→「展示」「表示」等としての活用の可能性は?
 - 動線と重複させて問題ないか?位置をずらす必要ないか?
- ・第一次大極殿院北側(北面築地回廊と大膳職の間)等、スペースの狭い個所がある
 - 沿道の復原計画等の状況、確保可能幅員等について確認必要

4) ステージ毎の動線計画図ーステージ#2



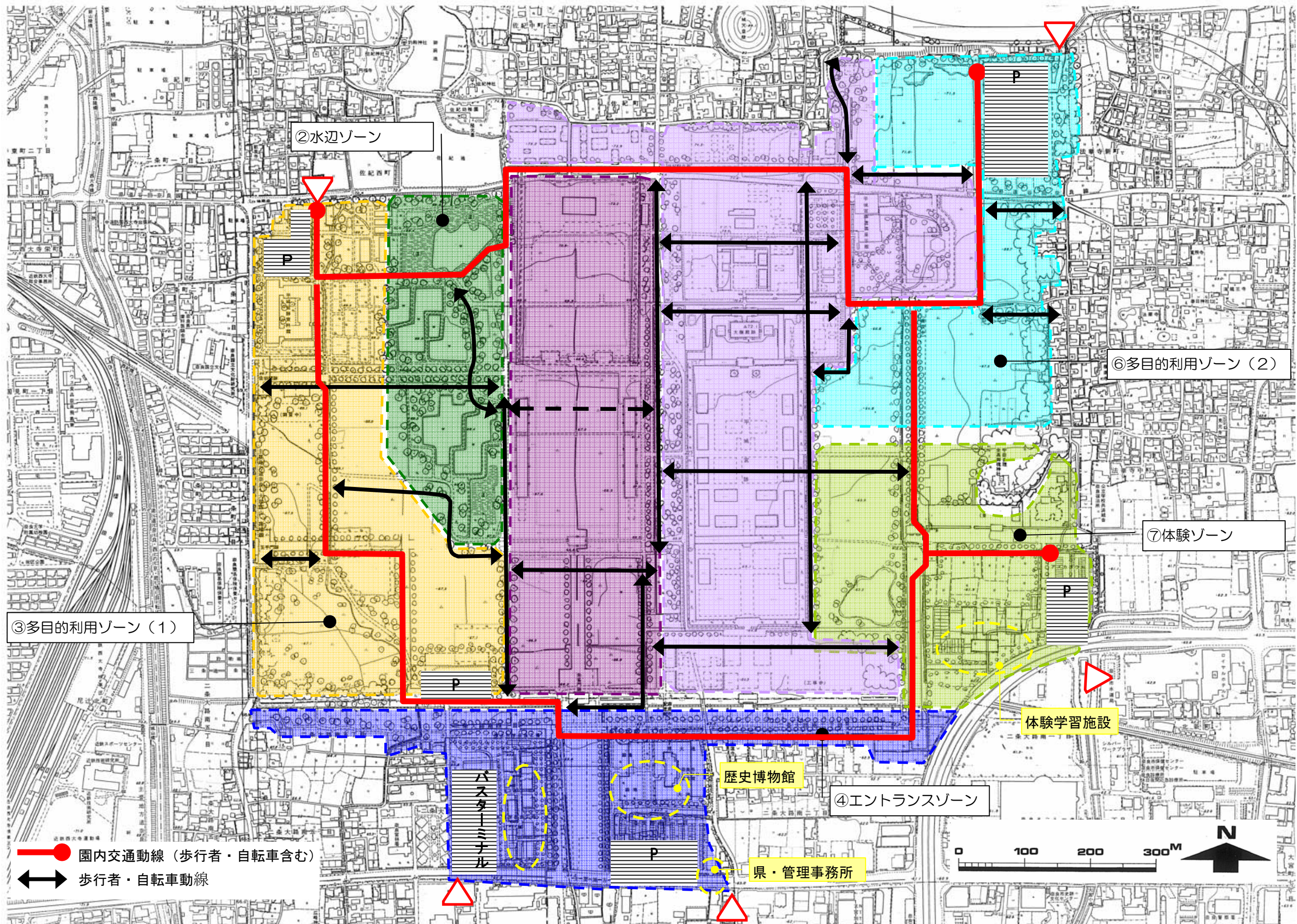
※1: この図面は構想段階のものであり、詳細については今後、検討していきます。(2008.1)
 ※2: 奈良県関連事業部分については平成20年早期に調整が必要です。

5) ステージ毎の動線計画図—ステージ#3



※1：この図面は構想段階のものであり、詳細については今後、検討していきます。(2008.1)
 ※2：奈良県関連事業部分については平成20年早期に調整が必要です。

6) ステージ毎の動線計画図—ステージ# 4



(4) ステージプラン

区分	整備ステージ				備考
	#1 2010	#2 2020	#3	#4	
関連施設整備等	遷都1300年イベント→	県道谷田奈良線付け替え(県道木津平城線以西)→	(県道木津平城線以东)→ みやと通り廃止→	近鉄線移転→	
①遺構復原ゾーン	○大極殿院回廊基壇整備 ○大極殿院広場整備 ※踏切設置 ○基盤整備:雨水排水(関連部分) ※基盤整備:上下水、電気(一部) ※便益施設等整備(一部)	○大極殿後殿整備 ○大極殿院築地回廊整備 ○基盤整備:雨水排水、上下水、電気 ○小拠点、便益施設等整備 ○園路整備(動線整理・統合) ○園地修景	○朝堂院広場整備 【みやと通り廃止に伴う動線等整理】 ○園路整備(動線整理・統合) ○園地修景	【近鉄線移転に伴う南北一体化整備】 ○踏切廃止(朱雀門) ○基盤整備:上下水、電気、(雨水排水) ○園路系統、園地施設の再構成	○要確認 ・1300年事業関連施設 配置等
②水辺ゾーン	○基盤整備:雨水排水(関連部分)	○基盤整備:雨水排水、上下水、電気 ○小拠点、便益施設等整備 ○園路整備(動線整理・統合) ○園地修景		【近鉄線移転に伴う南北一体化整備】 ○基盤整備:上下水、電気、(雨水排水) ○園路系統、園地施設の再構成	
③多目的利用ゾーン(1)	○基盤整備:雨水排水(関連部分)	(奈文研関連施設の移転等に関する検討) ○基盤整備:雨水排水、上下水、電気 ○駐車場(新規)→●仮設P:廃止	●資料館等:移転(奈文研) ○駐車場(既設拡張) ○小拠点、便益施設等整備 ○園路整備(動線整理・統合) ○園地修景	【近鉄線移転に伴う南北一体化整備】 ○基盤整備:上下水、電気、(雨水排水) ○園路系統、園地施設の再構成	
④エントランスゾーン	※1300年関連施設(仮設) ・平城京歴史館 ・総合情報案内センター	○基盤整備:雨水排水、上下水、電気 ○園路整備 ○園地修景 ○(仮称)歴史文化体験館 ○(仮称)歴史展示館 ○連携施設 :観光案内センター、物販・飲食施設、バスターミナル ○管理事務所、駐車場	【みやと通り廃止に伴う動線等整理】 ○園路整備(動線整理・統合) ○園地修景		
⑤遺構表示ゾーン		○基盤整備:雨水排水、上下水、電気 ○小拠点、便益施設等整備 ○園路整備(動線整理・統合) ○園地修景	【みやと通り廃止に伴う動線等整理】 ○踏切廃止(みやと通り) ○園路整備(動線整理・統合) ○園地修景	【近鉄線移転に伴う南北一体化整備】 ○基盤整備:上下水、電気、(雨水排水) ○園路系統、園地施設の再構成 ○遺構表示改修:兵部省、式部省等	
⑥多目的利用ゾーン(2)		○基盤整備:雨水排水、上下水、電気 ○小拠点、便益施設等整備 ○園路整備(動線整理・統合) ○園地修景	○県道沿いエントランス整備 ○駐車場(新規)→●遺構展示館P:廃止 ○園路整備(動線整理・統合) ○園地修景		
⑦体験ゾーン		○基盤整備:雨水排水、上下水、電気 ○園路整備 ○園地修景 ○駐車場(新規)→●東院庭園P:廃止	○東院南地区施設整備 【みやと通り廃止に伴う動線等整理】 ○既設踏切拡幅 ○園路整備(動線整理・統合) ○園地修景	○東院南地区施設整備 【近鉄線移転に伴う南北一体化整備】 ○基盤整備:上下水、電気、(雨水排水) ○園路系統、園地施設の再構成 ○踏切廃止	
ソフト・運営		○サイン・案内系統整備 ○園内交通:みやと通りを挟んだ2系統で運行	○園内交通:1系統(ループ)に統合して運行		

(5) 管理運営

1) 管理運営全体の考え方

●ステージプランに即した管理運営

今後の平城宮跡の整備は、遷都1300年記念事業の開催、みやと通の移設など、大きな節目となる事柄を踏まえて段階的に進められるため、管理運営についても、供用エリアや対象施設などに応じた内容の検討や体制の構築等が求められる（詳細は後述）。

●多様な管理主体との調整

平城宮跡の管理には、国交省のほかに土地や復原施設の所有者である文化庁、特別史跡の管理団体である奈良県、史跡の所有者である奈良市、宮跡を調査研究のフィールドとしている奈良文化財研究所などが関係してくる。

これらの管理区分は、単に区域や施設単位で分けられない場合も多いため、宮跡全体の大きな管理方針等は共有しつつ、各管理項目等に関する役割分担等の調整が必要となる。

●歴史文化遺産等を活用した利用管理

世界遺産であり特別史跡であるという平城宮跡では、むやみな復原や施設整備よりも、現在ある資源を活かした利活用の視点が重視され、施設整備ありきの管理ではなく、宮跡の利活用 に際して必要最小限の施設整備という方向で望むべきである。

具体的には、宮跡の知名度の向上や来訪者増を目指した各種イベントの開催、来訪者に対し、宮跡の楽しみ方や歴史文化への親しみ方などを提供する利用プログラムの開発などを先行して検討する必要がある。

●市民参加との連携

平城宮跡では既に、史跡のガイド等を行う NPO 団体や、奈良市の観光ボランティアなどが活動しており、こうした既存組織との連携や、宮跡の歴史文化に興味を持つ人々や日常的に宮跡を利用している周辺住民など、多様な市民との協働を検討していく必要がある。

●歴史文化遺産の保護や調査研究に配慮した管理

世界遺産及び特別史跡の上に成り立つ公園であることから、個別の史跡、復原施設等の保存管理は無論のこと、全体としての古代都城景観の保全等にも留意した管理を行う必要がある。

また、今後とも発掘調査が継続される場であるため、そうした場の保全や調査実施に配慮した管理を行う必要がある。

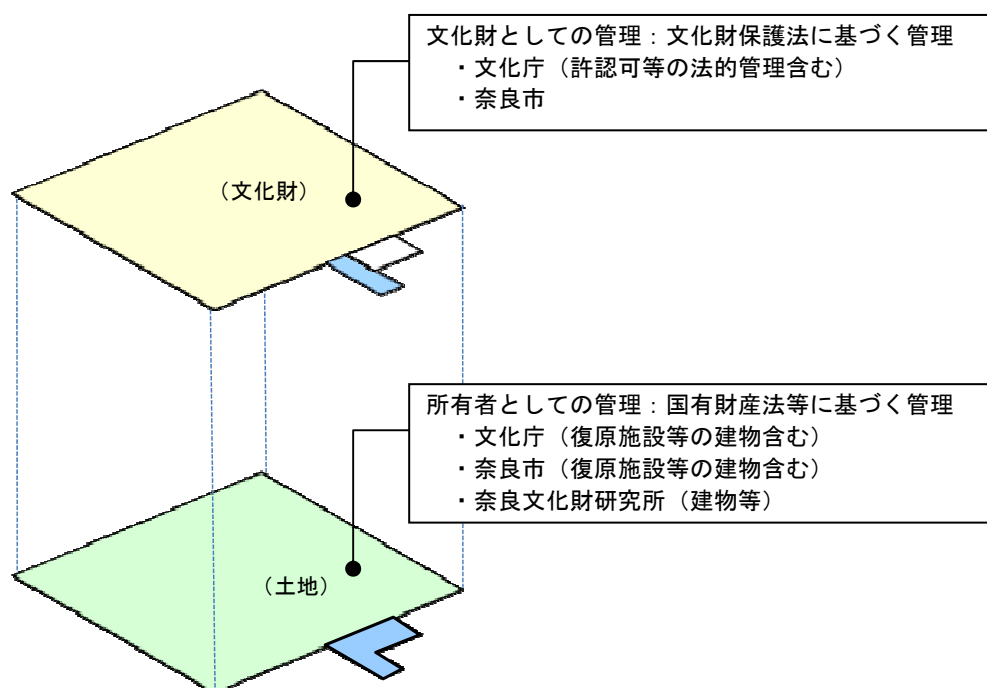
●効率的な管理運営の実施

宮跡全体では130haに及び、ほぼ全域に植栽が施され、その大半が利用可能地≒管理対象地となる可能性があり、維持管理に要する費用も多額になる可能性もある。

メンテナンスの容易な施設の整備、環境面だけでなくコスト面にも配慮した植物リサイクルへの取り組みなど、効果・効率的な管理運営への取り組みが求められる。

2) 管理運営の現況

- ・現況における特別史跡平城宮跡の管理は、文化庁が「平城宮跡等管理事務所」を設置し、直接管理を行っている。主な管理内容は、復原施設等修理のほか、指定地内の草刈、植栽、剪定、トイレの清掃や浄化槽の保守、宮跡地内の巡視・監視、夜間（機械）警備等である。このうち一部の業務は奈良文化財研究所に委託され、草刈や公開施設の維持管理及びボランティアの育成等が行われている。
- ・平城宮跡の管理団体（文化財保護法第 172 条による、詳細後述）は奈良県（大正 12 年 12 月指定）であるが、長年、奈良文化財研究所及び文化庁が直接管理を行ってきた経緯から、現在もその状態が続いている。
- ・平城宮跡に関する保存管理計画は未策定であるが、現在策定中の「特別史跡平城宮跡保存整備基本構想推進プラン（仮称）（案）」の参考資料として、特別史跡平城宮跡保存管理計画の検討が行われている。
- ・史跡平城京朱雀大路跡の管理は、所有者である奈良市が行っている。



3) 管理運営の枠組み

3-7) 管理運営の基本的考え方

- ・既に述べたように、平城宮跡の管理においては、文化庁、奈良県、奈良市等の多様な管理主体との調整が重要となる。
- ・具体的には、「(土地・建物等の)所有者としての管理」及び「文化財としての管理」に加えて、新たに「公園としての管理」が重層的に発生することから、それぞれの「管理」における各管理主体の責任や役割を整理した上で役割分担等の調整を行い、効果・効率的な管理運営の実現を図ることが必要とされる。

3-1) 管理責任の所在

① 所有者としての管理

- ・平城宮跡では、文化庁によって約 83%の用地取得が行われており、行政財産（公用財産）として管理されている。また、宮跡内には、朱雀門、遺構展示館、第一次大極殿正殿（整備中）、東院庭園等の復原施設等も設置され、（一部を除き）一般の利用に供されている。
- ・国有財産法第 5 条によれば、各省所管の国有財産については、その所管に属する各省庁の長が管理しなければならないとされており、公園管理者以外の各省庁が整備した施設については、経年劣化等にもなう大規模な維持修繕、施設の更新を含め、当該各省各庁が管理することが原則と考えられる。
- ・また、文化財保護法第 163 条では、史跡名勝天然記念物が国有財産であるときは文部科学大臣が管理するとあり、文部科学大臣が（復原施設等を含め）文化財の管理を行う必要がある。さらに、同法第 174 条では、特に必要があると認められる場合、管理団体に「修理または復旧を行わせることができる」とされ、国有財産の場合、原則的に国が修理の責を負うものと解釈される。

（参考）関係法令

◆国有財産法

（行政財産の管理の機関）

第五条 各省各庁の長は、その所管に属する行政財産を管理しなければならない。

第五条の二 二以上の各省各庁の長において使用する行政財産のうち統一的に管理する必要があるもので財務大臣が指定する財産は、これを使用する各省各庁の長のうち財務大臣が指定する者の所管に属するものとする。

◆文化財保護法

（重要文化財等についての国に関する特例）

第百六十三条 重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物又は重要文化的景観が国有財産法に規定する国有財産であるときは、そのものは、文部科学大臣が管理する。ただし、そのものが文部科学大臣以外の者が管理している同法第三条第二項に規定する行政財産であるときその他文部科学大臣以外の者が管理すべき特別の必要のあるものであるときは、そのものを関係各省各庁の長が管理するか、又は文部科学大臣が管理するかは、文部科学大臣、関係各省各庁の長及び財務大臣が協議して定める。

第百七十四条 文化庁長官は、重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の保護のため特に必要があると認めるときは、第百七十二条第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人に当該文化財の修理又は復旧を行わせることができる。（略）

② 文化財としての管理

- ・平城宮跡では、既に述べたとおり、管理団体として奈良県が指定されているが、実態としての管理は文化庁が直接行っている状況にある。
- ・管理団体については、文化財保護法第 172 条では、国の所有に属する史跡名勝天然記念物の保存のため特に必要があると認められるときは、管理団体を指定して「保存のために必要な管理（保存のために必要な施設、設備等の管理を含む）を行わせることができる」とあり、今後、管理団体としての奈良県の役割が大きくなることが予想される。
- ・また、「文化財保護法の一部改正について」（昭和 29 年 6 月 22 日文化財保護委員会事務局等通達）によれば、管理団体が行う「保存のための管理」には、文化財保護法第 115 条に定めるものを含め、“標識、説明板、境界標、覆屋、囲さく等管理のため必要な施設の設置、警火装置、防火施設、護岸施設等の防災施設の設置及び除草、清掃、見廻り等指定物件の保護管守”のほか“屋根の雨漏止、城の石垣又は古墳の封土のくずれ止め等のための応急措置その他応急的又は軽微な復旧に属するもの”が含まれるとされている。

（参考）関係法令

◆文化財保護法

（管理団体による管理及び復旧）

第百十五条 第百十三条第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人（以下この章及び第十二章において「管理団体」という。）は、文部科学省令の定める基準により、史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲いその他の施設を設置しなければならない。

2 史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があったときは、管理団体は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。（略）

第百七十二条 文化庁長官は、国の所有に属する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の保存のため特に必要があると認めるときは、適当な地方公共団体その他の法人を指定して当該文化財の保存のため必要な管理（当該文化財の保存のため必要な施設、設備その他の物件で国の所有又は管理に属するものの管理を含む。）を行わせることができる。（略）

5 地方公共団体その他の法人が第一項の規定による管理を行う場合には、（中略）史跡名勝天然記念物に係るときは、第三十条、第三十一条第一項、第三十三条、第三十五条、第百十五条第一項及び第二項、第百十六条第一項及び第三項、第二百一条並びに第百三十条の規定を準用する。

◆文化財保護法の一部改正について（昭和 29 年 6 月 22 日文化財保護委員会事務局長通達）

管理団体が行う「保存のための管理」には、“標識、説明板、境界標、覆屋、囲さく等管理のため必要な施設の設置、警火装置、防火施設、護岸施設等の防災施設の設置及び除草、清掃、見廻り等指定物件の保護管守”のほか“屋根の雨漏止、城の石垣又は古墳の封土のくずれ止め等のための応急措置その他応急的又は軽微な復旧に属するもの”が含まれる。

③ 公園としての管理

- ・平城宮跡内には、朱雀門、遺構展示館、第一次大極殿正殿（整備中）、東院庭園などの復原施設等が既に設置され、（一部を除き）一般の利用に供されている。
- ・平城宮跡の国営公園化に伴い、上記復原施設等を国営公園の公園施設として位置づける必要がある。これらの施設は公園管理者以外の者が設けた公園施設であることから、都市公園法第5条に基づく設置・管理許可による施設とすることが妥当と考えられる。同時に、これらの施設については、公園施設との効用を兼ねる施設（兼用工作物）としての管理が想定される。
- ・都市公園法都市公園法第5条の2において、公園管理者以外が設置した施設で公園施設との効用を兼ねる施設（兼用工作物）の管理については、当該都市公園及び他の工作物の管理について、協議（兼用工作物協定を締結）して別にその管理の方法を定めることができるとされており、兼用工作物として管理を行う場合には、他の工作物の管理者との協議により、管理の方法・区分等を定める必要がある。
- ・また、都市公園法第12条の6において、兼用工作物の管理に要する費用の負担については、公園管理者と他の工作物の管理者とが協議して定めるものとされている。都市公園法解説によれば、その費用については、兼用工作物が都市公園としての効用と他の工作物としての効用を併せ持っていることから、それらの管理者が共同して負担することを基本としている。

(参考) 関係法令

◆都市公園法

(都市公園の管理)

第二条の三 都市公園の管理は、地方公共団体の設置に係る都市公園にあつては当該地方公共団体が、国の設置に係る都市公園にあつては国土交通大臣が行う。

(公園管理者以外の者の公園施設の設置等)

第五条 第二条の三の規定により都市公園を管理する者（以下「公園管理者」という。）以外の者は、都市公園に公園施設を設け、又は公園施設を管理しようとするときは、条例（国の設置に係る都市公園にあつては、国土交通省令）で定める事項を記載した申請書を公園管理者に提出してその許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 公園管理者は、公園管理者以外の者が設ける公園施設が次の各号のいずれかに該当する場合に限り、前項の許可をすることができる。

一 当該公園管理者が自ら設け、又は管理することが不適當又は困難であると認められるもの

二 当該公園管理者以外の者が設け、又は管理することが当該都市公園の機能の増進に資すると認められるもの

3 公園管理者以外の者が公園施設を設け、又は管理する期間は、十年をこえることができない。これを更新するときの期間についても、同様とする。

(兼用工作物の管理)

第五条の二 都市公園と河川、道路、下水道その他の施設又は工作物（以下これらを「他の工作物」という。）とが相互に効用を兼ねる場合においては、当該都市公園の公園管理者及び他の工作物の管理者は、当該都市公園及び他の工作物の管理については、第二条の三の規定にかかわらず、協議して別にその管理の方法を定めることができる。ただし、他の工作物の管理者が私人である場合においては、都市公園については、都市公園に関する工事及び維持以外の管理を行わせることができない。

2 前項の規定により協議が成立した場合においては、当該都市公園の公園管理者は、成立した協議の内容を公示しなければならない。

(兼用工作物の管理に要する費用の負担)

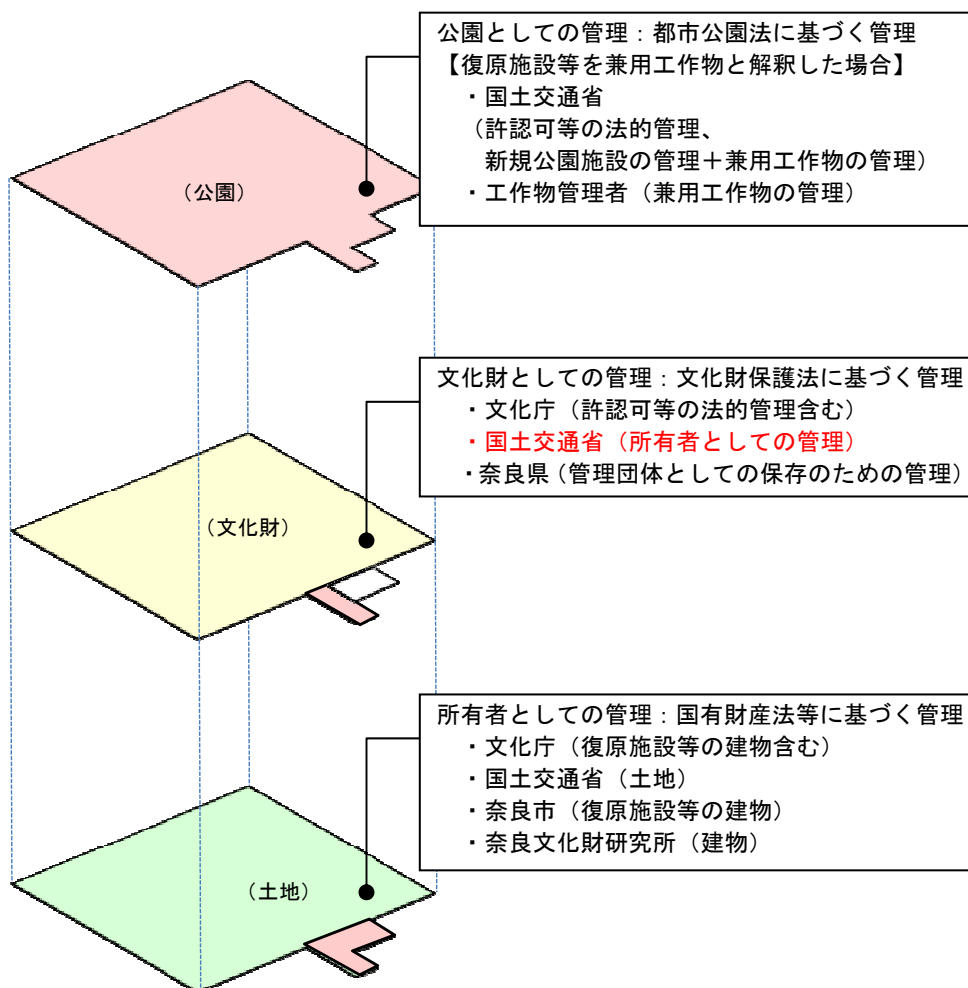
第十二条の六 都市公園と他の工作物とが相互に効用を兼ねる場合においては、当該都市公園の管理に要する費用の負担については、公園管理者と当該他の工作物の管理者とが協議して定めるものとする。

3-ウ) 管理運営の枠組み (案)

- ・3-イ) における検討を踏まえ、関係法令に基づく管理責任を有すると考えられる管理主体及びその管理対象を下表にまとめる。

管理対象	管理主体	根拠法等
(土地・建物等の) 所有者としての管理	当該土地・建物等の管理:所有者 (文化庁、国土交通省、奈良市、奈文研)	国有財産法 文化財保護法等
文化財としての管理	許認可等の法的管理:文化庁 実態管理:管理団体(奈良県)、 国土交通省	文化財保護法
公園としての管理	新規整備に係る公園施設:国土交通省 復原施設等の既存施設(兼用工作物の場合) :国土交通省及び当該工作物管理者 (管理の方法・区分等は協議によって定める)	都市公園法

- ・上記の考え方に基づく管理運営の枠組み (案) を、下図に示す。
- ・また、それを踏まえた「主要施設の管理項目と管理区分 (案)」を別表-1・2 に示す。なお、具体的な管理区分については、今後の協議によって定めるものとする。



別表-1 主要施設の管理項目と管理区分(案): 既存施設等

エリア	施設名	所有者	所有者としての管理	文化財としての管理	公園施設としての管理	備考
平城宮跡	【復原建物】					
	第一次大極殿正殿(付帯施設含む) 朱雀門 南面大垣 宮内省等 遺構展示館 造酒司	文化庁	○建築物の維持修繕等 ●施設の巡視、監視 ●夜間機械警備	○展示物(遺構等)の維持管理 ●施設の巡視、監視 ●夜間機械警備 ●清掃等の日常管理	●清掃等の日常管理	※既存施設を兼用工作物とした場合、管理の区分、範囲等については協定で定める。
	東院庭園		○建築物の維持修繕等 ●夜間機械警備 ●循環設備等維持管理 ●植栽樹木の剪定、草刈等	○展示物(遺構等)の維持管理 ●清掃等の日常管理 ●植栽樹木の剪定、草刈等 ●夜間機械警備	●清掃等の日常管理 ●循環設備等維持管理 ●植栽樹木の剪定、草刈等	※既存施設を兼用工作物とした場合、管理の区分、範囲等については協定で定める。
	【遺構表示施設】					
	第二次大極殿 内裏 大膳職 佐伯門、玉手門等の門跡	文化庁	○石造基壇の維持修繕等 ●遺構表示木の剪定、草刈等	●清掃等の日常管理 ●遺構表示木の剪定、草刈等	●清掃等の日常管理 ●遺構表示木の剪定、草刈等	※既存施設を兼用工作物とした場合、管理の区分、範囲等については協定で定める。
	兵部省・式部省		○表示施設の維持修繕等	●清掃等の日常管理	●清掃等の日常管理	
	第一次朝堂院 第二次朝堂院		○基壇の維持修繕等 ●芝の刈り込み、除草等	●清掃等の日常管理 ●芝の刈り込み、除草等	●清掃等の日常管理 ●芝の刈り込み、除草等	
	【その他既存施設】					
	平城宮跡資料館 仮設研究施設	奈文研?	○建築物の維持修繕等	○展示物(遺構等)の維持管理	—	※奈文研施設については、別途検討が必要
	園路・広場、駐車場	文化庁	○舗装等の維持修繕等 ●植栽樹木の剪定、草刈等 ●駐車場案内・整理	●清掃等の日常管理 ●植栽樹木の剪定、草刈等	●清掃等の日常管理 ●植栽樹木の剪定、草刈等 ●駐車場案内・整理	※既存施設を兼用工作物とした場合、管理の区分、範囲等については協定で定める。
	便所・休憩所		○建築物の維持修繕等 ●浄化槽等設備機器の保守点検	—	○清掃等の日常管理 ●浄化槽等設備機器の保守点検	
	水路・雨水排水施設		○構造物の維持修繕等	●清掃等の日常管理	●清掃等の日常管理	
	園路灯		○構造物の維持修繕 ●光熱費支払等	—	○清掃等の日常管理 ●光熱費支払等	
	園内電気配線・受変電設備 給排水配管等		●設備の維持修繕等	—	○清掃等の日常管理 ●設備の維持修繕等	
標識、説明板、標柱等	●工作物の維持修繕等		●清掃等の日常管理 ●工作物の維持修繕等	●清掃等の日常管理		
その他園内清掃、除草、剪定等	●清掃、除草、剪定等		●清掃、除草、剪定等	●清掃、除草、剪定等		
朱雀大路	【復原建物等】					
	築地塀	奈良市	○建築物の維持修繕等	—	○清掃等の日常管理	※既存施設を兼用工作物とした場合、管理の区分、範囲等については協定で定める。
朱雀大路	奈良市	○舗装、工作物等の維持補修	●清掃等の日常管理 ●植栽樹木の剪定、草刈等	●清掃等の日常管理 ●植栽樹木の剪定、草刈等		

- ◆管理主体
- 文化庁
 - 国土交通省
 - 奈良県
 - 奈良市
 - 奈良文化財研究所

○は、原則として受け持つべき管理項目を示す

●は、複数の管理主体に関連する管理項目を示す(具体的な管理方法・区分については、協議等により決定する)

別表-2 主要施設の管理項目と管理区分(案): 新規整備施設等

エリア	施設名	所有者	所有者としての管理	文化財としての管理	公園施設としての管理	備考
国営公園	【復原建物等】(新設)					
	大極殿築地回廊 大極殿院広場	国交省	○建築物の維持修繕等 ○舗装、工作物等の維持修繕	—	○清掃等の日常管理	
	【公園施設等】(新設)					
	園路・広場、標識・サイン等の工作物	国交省	○舗装、工作物等の維持補修	—	○清掃等の日常管理	
植栽樹木、張り芝等	○植栽樹木の剪定、草刈等		○清掃等の日常管理			
	近鉄沿線防護柵	?	—	●防護柵の設置及び管理	●防護柵の設置及び管理	
朱雀大路西	【公園施設等】(新設)					
	<連携施設> 観光案内センター 物販・飲食施設 バスターミナル 園路・広場、植栽等 その他公園施設	奈良県	○建築物、舗装、植栽等の維持補修	—	○清掃等の日常管理	
朱雀大路東	【公園施設等】(新設)					
	歴史文化体験館(仮) 歴史展示館(仮) 園路・広場、植栽等 その他公園施設	国交省 or 奈良県	○建築物、舗装、植栽等の維持補修	—	○清掃、案内等の日常管理	※区分は今後の計画に基づいて検討

○は、原則として受け持つべき管理項目を示す

●は、複数の管理主体に関連する管理項目を示す(具体的な管理方法・区分については、協議等により決定する)

◆管理主体

- 文化庁
- 国土交通省
- 奈良県
- 奈良市
- 奈良文化財研究所